

瑞浪市総合計画審議会会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、瑞浪市総合計画審議会設置条例第 8 条の規程により審議会の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は公開とする。

(傍聴)

第 3 条 会議を傍聴しようとするもの(以下「傍聴人」という。)は、自己の氏名、住所を受付簿に記載しなければならない。

2 瑞浪市総合計画審議会会長(以下「議長」という。)は、必要あると認めるときは、傍聴を制限することができる。

3 次の各号の一に該当するものは、会議の会場に入場することができない。

(1) 銃器、棒、杖その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼツケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第 6 項の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

4 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼツケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) その他会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
- 5 傍聴人が、前項の規程に違反し会議の会場の秩序を乱す恐れのあるときは、議長は退場を命じることができる。
- 6 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会議録等)

第 4 条 議長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

(会議の規律)

第 5 条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。